

〈史料紹介〉

長州藩における庄屋の年中行事書

—蔵田家文書「年中行事廉書」—

山崎一郎

この「役中手控」の裏表紙には、「藏田信成」「藏田義

当館所蔵の蔵田家文書のなかに、「役中手控」という題名の冊子がある。<sup>(1)</sup>この「役名手控」は寛政期から弘化期頃にかけての様々な文書が書き写されているもので、勘場役人である算用師の一年間の職務を月別に書き上げた「算用師座年中諸仕出物数控」や、阿武郡高佐村関係の記事、例えば「高佐村諸給領御預り山」「寛政弐歳御改已來上地山共二坪付写」などの文書を見出すことができ  
る。

表 近世における蔵田家代々の役職及びその期間（庄兵衛～義惣次）

名前	役職（…期間）	名前	役職（…期間）
庄兵衛 (正兵衛)	・高佐村庄屋…不明	弥平次	・高佐村庄屋…寛政4(1792)～? ※寛政4～9 庄屋代勤 寛政9～ 庄屋本役
宇兵衛 (右兵衛)	・高佐村後井畔頭 …寛永8(1631)～寛文2(1662)		・片又・福田・上弥富庄屋代勤 …寛政12(1800)～享和元(1801)
治右衛門	・高佐村後井畔頭…寛文3(1663)～元禄10(1697)		・永久御組方懸り …文化4(1807)～文政10(1827)
惣右衛門	・高佐村後井畔頭…元禄11(1698)～延享4(1747)		・片又庄村屋・小都合 …文化6(1809)～文化8(1811) ・証人庄屋…文化9(1812)～文政10(1827) ・大庄屋…文化10(1827)～天保6(1835) ・御本勘御算用内勘頭取…文化3・文化7
權左衛門	・高佐村後井畔頭…延享4(1747)～安永2(1773)	義惣次	・高佐村庄屋 …文政2(1819)～天保2(1831)・天保4(1836)～弘化2(1845) ※文政2～9 庄屋代勤
惣右衛門	・高佐村後井畔頭 …安永2(1773)～寛政2(1790) ・高佐村庄屋 …寛政2(1790)～寛政9(1797) ・上下小川庄村屋 …寛政9(1797)～寛政10(1798) ・下小川庄村屋 …寛政10(1798)～寛政12(1800) ・片又・福田・上弥富庄村屋 …寛政12(1800)～享和元(1801)		・算用師…天保5(1834)～天保7(1836) ・片又庄村屋代勤 …文政7(1824)～同9(1826) ・嘉年上庄村屋代勤 …文政9(1826)～同10(1827) ・嘉年下庄村屋 …文政10(1827)～11(1828)・天保2(1831) ※文政10～同11 庄屋代勤 ・嘉年下村小都合…天保2(1831) ・福田・上弥富庄村屋…天保13(1842)～? ・高佐小都合庄村屋…天保13(1842)～同14

(蔵田家文書勤功書等から作成)

と題された文書が書き写されている。これは、長州藩、特に奥阿武宰判内の庄屋に関して、その一年間の職務内容を示しているもので、一月から一二月まで順に月毎の職務を書き上げた部分と、特に月を限定せず、年間を通じて隨時行う必要がある職務について書き上げた部分（「年中江掛り候部」）からなつていて。書き上げられた職務のうち、期限のあるものに関しては、細かく期日が明示されている点が特徴的である。

「年中行事廉書」（以下、「廉書」と略記）は、村役人の職務遂行マニュアル（以下、こうした性格のものを「年中行事書」と総称する）とでも言うものであるが、同様の性格の史料はこれまでにもその存在がいくつか指摘されている。例えば、伊藤家文書や桜井家文書にみえる「畔頭座付渡御用物付立并年中行事書」は、畔頭が引き継ぐべき道具や帳簿を書き上げるとともに、一月から一二月までの職務内容を順を追つて示しているもので、弘化三年（一八四六）に舟木宰判の代官所が作成し配布した

ものである。また、山内家文書の「庄屋許年中行事書」（慶應三年）は、庄屋の一年間の職務を月毎に書き上げたもので、各月で作成しなければならない文書に関しては、その雰型や作成の際の注意事項（例えば帳簿であれば帳簿の紙数など）までも記している点で特徴的なものである。庄屋のものとしてはこの他に、金津家文書の「定法諸仕出物其外廉書」（文政一二年）なども知られている。<sup>③</sup>

こうした年中行事書は、村役人の具体的な職務内容や彼らの果たした機能を知るうえで貴重なものであることは言うまでもなく、また、村役人レベルで作成される文書について考察する際にも有用であると考えられる。

「廉書」は、文化九年（一八一二）の年記をもち、長州藩の庄屋の年中行事書としては管見のかぎり最も古いものであり、内容的にもかなり詳細なものである。そこで、年中行事書のなかで庄屋に関するものはまだ全文翻刻されたものがない点も考慮しつつ、ここで「廉書」全文を紹介しておくことにしたい。

「廉書」が作成された意図やその作成主体について若干検討しておきたい。

まず、「廉書」の作成主体について考えてみよう。

「廉書」の奥書部分には、「廉書」を作成配布した理由として、常々厳重に申し渡しているにもかかわらず、村々からの「諸仕出物」＝様々な届出や諸帳簿等の提出がいつも期限に遅れおり、そのため代官所業務に支障を来すとともに、「地下脚役之費不大形」であることをあげている。

このように、「諸仕出物」の延滞によって「御代官所及聞ニ甚不相済事」であると述べられている点を考えるならば、「廉書」の作成主体は、代官所であつたと考えるのが妥当であろう。さらに、「廉書」冒頭部分に「原田小右衛門御役中」とあり、文化八年（一八一二）三月から同二年（一八一五）六月まで奥阿武宰判の代官を務めた

原田小右衛門恒孝の名が見えることからすれば、「廉書」を作成したのは奥阿武宰判の代官所であつたと特定することができる。「廉書」は、奥阿武宰判の代官所が作成し、管轄内の村々庄屋へ配布したものであろう。

作成主体が代官所であるという点では、舟木宰判の代官所が作成した「畔頭座付渡御用物付立并年中行事書」と同じ性格であると言える。他宰判の場合でも、代官所（あるいは勘場）がこうした年中行事を作成し、庄屋・畔頭に配布した例があるのでないだろうか。

次に、「廉書」作成の意図について検討してみよう。

先の奥書部分の記述からすれば、「廉書」作成の意図が、村々庄屋に「諸仕出物」期限を厳守させる点にあつたことは明らかであろう。奥書部分には、今後は期限内に諸仕出を行うようにし、もし期限を過ぎた場合には年中行事書の一項目につき銀一匁あての罰金を科すとも記されている。期限厳守を徹底させるため、罰則規定まで設けている点は注目に値する。

ところで、奥書部分には、「諸仕出物」の延滞によって代官所業務が妨げられるとともに、「地下脚役之費(不)大形」、すなわち、村方の「脚役之費」が並大抵ではないとも述べられている。これは如何なる意味であろうか。

この点に関して参考としたいのが、山田家文書の「大庄屋元年中行事」である<sup>(3)</sup>。この文書は、題名に「大庄屋元」と記されているものの、内容は「廉書」と同様に庄屋の月毎の職務を一月から順に書き上げている庄屋の年中行事書である。

この文書の奥書部分には、庄屋から勘場への提出物は数が多いので、例年提出すべきものを手控に記しておくならば、例え大庄屋からの催促がなくとも前もって手控に基づいて処理ができ、提出期限も守れ、義務がスムーズに進行すると述べられている。このことから「大庄屋元年中行事」の作成意図を知ることができるが、注目されるのは、続く次の記述である。

俄ニ取急候事ニハ兔角足役之費有之候、仕出物其節

二後れ物切其日を過、勘場も其度催促廻返相成候  
而も、遠村ハ遲着故間ニ相兼、無據亦直飛脚差立候  
様成行、筆紙足役之大キ成費ニ付、其考合有之度事  
ニ候

ここでは、取り急いで仕出物を提出しようとするとかと「足役之費」であると述べ、その例として、仕出物が期限に遅れた場合、勘場からそれを催促しようと/orも、遠村の場合は間に合いかねるため、村送りではなく「直飛脚」を使うことになり、それ故その分だけ筆紙代や「足役」の費用が嵩んでしまうことをあげている。仕出物の延滞に伴い、勘場・庄屋間の伝達諸経費・「足役」や筆紙代が余分に嵩む点を指摘しているのである。

「廉書」において、「諸仕出物」の延滞によって「地下脚役之費(不)大形」であると述べられているのは、まさにこうした状況を指していると考えられる。勘場・庄屋間の伝達諸経費・「足役」や筆紙代が余分に費やされれば、結局のところ、その分は足役貰や臨時小貰等のかたちで

村民へと負担が転嫁していくことになる。先に、「廉書」の作成意図は「諸仕出物」期限を厳守させる点にあると述べたが、罰則規定を設けてまでもそれを徹底させようとしていたのは、それが単に代官所（勘場）業務の円滑化のために必要なのではなく、村民の不必要的負担を軽減する上でも必要であつたからと考えられる。

「大庄屋元年中行事」では、先に引用した箇所につづく部分において、各村で手控（「大庄屋元年中行事」を指す）に必要な事項なども詳しく書込んで職務の参考とするならば、「諸事手廻シ能、足役之一助ニ可相成」と述べている。「廉書」の作成意図も、まさにこの点にあつたと言ふことができるだろう。

#### 註

(1) 請求番号No.三。この文書の表紙には、もともと題簽があつたと考えられるが現在は紛失している。「役中手控」は仮題である。

(2) 三宅紹宣氏「長州藩村落の構造とその機能」（宇部工業高等

専門学校研究報告』第二六号）。伊藤家文書・桜井家文書・山内

家文書とも当館蔵（請求番号は、それぞれNo.一、No.六三、No.七

二）。伊藤家文書のものに関しては、北川健氏によつて全文が紹介さ

れている。（『宇部地方史研究』第5号）。

なお、山内家文書には、「庄屋許年中行事」のほかにも、庄屋

が作成する文書の雑型等を載せる「庄屋元年中諸仕出物調方法

地下仕出沙汰ニ控」（文政二年・請求番号No.五〇四）という文書

もあり注目される。

（3）吉本「雄氏」近世地方文書の作成と管理」（『山口県文書館研

究紀要』第一九号）。年中行事書が庄屋の引継ぎ文書に含まれて

いた点を指摘している。

（4）当館蔵。請求番号No.六一。作成年代は不明。

#### 〈史料〉

年中行事廉書

文化九年申ノ四月改

原田小右衛門御役中

年中江掛り候部

一綿布御運上銀前月取縮之分、翌月三日迄ニ上納之事

但、御物限り迄ニ上納不致分ハ、取縮無之部ニシテ勘

定仕詰致せ候事

一駕籠乗仕出之事

但、物限迄ニ仕出不致分ハ同様ニシテ仕出致せ候事

一洪水ニ而破損所有之節ハ其日迄三日之内可届出、物切

迄過候得ハ不及沙汰候事

但、大破ニ而物限迄ニ届出不相成分ハ、其趣荒届ケ

早速差出可申候事

一御城米繫船有之節ハ先格之通可届出候事

一非常事ハ不依何事ニ早速勘場可届出候事

俄ニ病氣ニ而得不罷出候節ハ、正月八日迄ニ其段届出之事

但、不合在郡節者右飛脚勘場迄直様萩江差出候心得  
ニ而可差出候事

一道松其外虫入根引風折等之類入札壳之沙汰相成時者、

其日迄十日迄之内仕出候事

但、成丈ヶハ毫日も早く仕出之事

一寺院代替り、後住職被差免入院之上御正拋物取ニ自身

勘場罷出、其節入院届印鑑共二例之通調出候而、郡付

寺社方御代官所尚寺社江付届候事

一社家代替り之節、社職御免之上御正拋物取ニ自身勘場

罷出、郡付寺社方御代官所尚寺社所江付届候事

一諸仕出物之内、於勘場合冊亦者繼立相成候部も有之候

二付、半紙小杉共ニ他国紙遣ひ申間數、猶亦定法之文

格も有之事ニ付、兼而案書等認置、遲々無之様調出可

申候事

二月

一良木植付之儀者、御立山并合壁山山野ニ而宜場所見

立、植付之本数有無共ニ二月中届出之事

一往還松植継本数有無共ニ同断

一往還并小道ニ至ル迄念を入れ作り調之事

一百姓田畠端其外畠を開、櫛櫛茶桑其外植付本数有無共

一寺社家其外地下人御目見罷出候段先達而申出置候分、

長州藩における庄屋の年中行事書（山崎）

一春定内勘二月中調之事

但、洪水等ニ而永否有之見分不相済節ハ日延申付之事

一永否・当否見分相成次第印判帳持參算用師座ニおるて早速引合之事

三月  
一井手川除其外御普請所無油断せり立札帳調出可申候、尤立札之儀板江入力書記立置可申候事

一同断御普請木末木枝葉入札壳候分、立札帳一同調出之事

一弘斗御藏納之御沙汰相成候節ハ無疎上納可令、三ヶ月を越候得者三割之利米被召上候事

一土貢御藏納通ひ陸送りハ十一月中差出、船送り之分者十五日切算用師座へ可差出候事

一石納大豆廿五日を切令上納、通帳当月中を切算用師座江可差出候事

一特牛皮同断

一御本勘修甫配当共ニ仕詰中一紙十五日切向々江調出之事

但、大石之分右日限り迄若上納不相成分ハ面着可差入替米并ニ仮払納御切手三月廿五日切可差出候事

一御本入御預り地共ニ、春定算用日割相成次第無滞引合可罷出候事

但、卷一紙庵通・横帳式冊宛調出、尤狂ひ有之候時者御根帳壹冊調出候事

一給領傍示付合壁山立銀向寄之御藏入請添ニ付、引受之村々御藏入春定一同山名寄帳引合可差出候事

一宗門究之節、人寄之儀手堅令沙汰并百姓中名前三段使之分半紙江調出候事

一給領春定一紙横帳ニメ式冊三月中を切調出可申、尚又引合とノ算用師座江小庄屋老人可差出候事

一酒場和市遠銀廿八日切勘場上納候事

一夏銀一紙六月十五日切調出之事

一御本勘修甫配当共ニ前年勘定物落無之様取揃、日割相

成次第引合勘之事

一御立山ニ而追落鎌斧有無廿五日切申出之事

一田作植付皆済之段早速届之事

但、土用江も入植付不相成候ハヽ、其訛可申出候事

一出勘之事

五月

一御本勘修甫配当共ニ前年勘定物落無之様取揃、日割相

成次第引合勘之事

一御米銀取帳其外諸落無之様廿五日切調出之事

一御匁粒中札同断

一早田見取帳無油断相調算用師座江差出候事

但、檢見有之候得ハ其分別紙ニ調出之事

一例年之通一統鑑留受狀為仕可申候

一初御藏江當り候村之儀者旧例之通上納之事

一櫨の実見取帳調出之事

一当月江入候得ハ其年之豐凶相考、凡之趣十日迄ニ申出

一之事

六月

一夏銀一紙六月十五日切調出之事

付り、藏目喜松山御運上銀申出之事

付り、諸浦御雇船子被召仕之時ハ賃銀立用相成儀ニ付、所勤手形取揃可被差出候事

一夏銀半納廿八日切上納之事

七月

一長州藩における庄屋の年中行事書（山崎）

一於地下ニ御勘渡相成候定御扶持方之面々人數付立紙前江相調當月中可申出候事

一御本勘當御米方定払尚諸払引當一紙例之通横帳ニノ調出之事

### 九月

一中田熟毛ニ相成候ハ、請檢見之境致詮議、檢見有之候ハ、石高申出、惣春受ニ而候ハ、春受狀可差出候事

一酒屋中定法御貸米入用之分ハ五日切願出之事

一御藏入御預り地共ニ、翌春井出川除其外御普請前積採用願共ニ九月中を切調出之事

一御米收納出來次第御藏納并ニ御切手払共ニ無油断払切之事

一御預り地皆済一紙案文之通九月中調出之事

一同断餅米隨分宜米取立上納之事

一御藏第一紙兼而案文差出候前を以廿五日切調出シ可申

一秋納銀一紙十五日限調出之事

一付リ、江崎浦漁銀帳、其外秋方御運上銀江拘候分者

一同申出之事

一御藏第一紙兼而案文差出候前を以廿五日切調出シ可申

候事、尚又出郡之上ハ勘文取揃引合ニ付自身出勘之事

### 十月

一秋納銀半銀廿八日切上納之事

一御受紙之内諸村ニ而灑立不相成脇村江相資候分廿日切申出之事

一櫨ノ実懸取相成次第村々切符大庄屋江差出候事

一土貢御藏納餅米割符込上納之員數書記上納不残相済候段届出之事

一付リ、廻米之儀も上納相済候ハ、通ひ帳算用師座江

可差出候事

一夏分洪水ニ付永否有之分ハ下見帳・散札共ニ調出之事付リ、十一月中不申出分ハ無之部ニノ郡方届出仕せ

候事

一困窮百姓無據趣ニ付借米願仕候分ハ委敷遂詮議、当月中書付差出可申候、物切過候得ハ不及沙汰候事

但、願出差出候節下地借込之惠借残り元尚持懸り田畠横帳を以仕出之事、右付立相記不申手子之者聞印無之分ハ受込不申候事

一良木植付之儀者御立山并合壁山山野ニ而宜場所見立、植付本数有無共二十日迄届出之事

一往還松植繼本数有無共二同断

一百姓田畠端其外畠を開き、櫛櫛茶桑植付本数有無共二同断

一石当たり張紙下り次第御藏戸前江張付之事

一御貸米利且納共ニ取立之儀ハ勿論、取立不相成分ハ質物壳払元利不殘上納之事

一奉公人割符相成候分、名前歲付當月中可差出候事

一御本勘修甫利且納配當諸出来米取立十日切皆済届之事

一秋納銀一紙十五日限調出之事

一付リ、江崎浦漁銀帳、其外秋方御運上銀江拘候分者

一同申出之事

一御藏第一紙兼而案文差出候前を以廿五日切調出シ可申

候事、尚又出郡之上ハ勘文取揃引合ニ付自身出勘之事

### 十二月

一諸修甫米貸付相極候ハ、付立を以申達、夫々證文差出候上払被差替相渡候事

一但、質物隨分丈夫ニ取置候事

一秋銀残り半納五日切之事

一暮上納銀十日切之事

一御受紙成丈ヶ八年内三歩一上納之事

一御在国年之儀者翌年始御目見罷出候寺社并ニ百姓名前付

一付打出敷有無十日切可申出候事

右前条之廉々等閑ニ而諸仕出物每度物限り及遲々候故追々嚴重ニ申付候得共、所詮行形之惡癖捨リ不申、御官所及間ニ甚不相済事ニ付、第一者地下脚役之費不大形、因茲此度年中行事申付村別江書渡候條、可成程物切内可致仕出候、自然と物切過候時者過料銀之令沙汰候条、壹廉ニ付銀壹匁宛出銀申付、其上質飛脚を以可及催促ニ候、尤物限迄ニ仕出不相成訛ケ有之候ハ、其段前

方可申出候、如此申付候而も若不心得ニ而後セ之村々於有之ハ、依趣咎々可及沙汰ニも候条、已來此法無懈怠相守可申候事

文化九申四月